

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	生活保護法による保護の決定、実施等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉市長

公表日

令和5年1月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。</p> <p>生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①生活保護の開始又は変更の申請の受理 ②生活保護の申請に係る事実についての審査又は申請に対する応答 ③生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ④就労自立給付金の支給の申請の受理 ⑤就労自立給付金の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑥進学準備給付金の支給の申請の受理 ⑦進学準備給付金の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑧生活保護法第63条の保護に要する費用の返還 ⑨生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から3項までの徴収金の徴収 ⑩生活保護費、生活保護台帳記載事項の変更 ⑪生活保護の停止・廃止 ⑫生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携</p> <p>(委託元:千葉市 委託先:社会保険診療報酬支払基金)</p> <p>①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等</p> <p>これらの事務には、福祉システム等が利用されている。また、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行う。</p>
③システムの名称	①福祉システム ②業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム) ③中間サーバー ④統合専用端末 ⑤医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項及び別表第一の十五の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二(法定連携)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 (9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務の内容)に「生活保護法による保護の決定等に関する事務」が含まれる項 (26の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局保護課
②所属長の役職名	保護課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務局総務部政策法務課市政情報室 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉コミュニティセンター2階 電話番号043-245-5716
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉局保護課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 電話番号043-245-5165

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	就労自立給付金	就労自立給付金若しくは進学準備給付金	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	就労自立給付金	就労自立給付金若しくは進学準備給付金	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続きにおける	行政手続きにおける	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑨	⑪	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑧	⑩	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑦生活保護法第77条第1項または	⑨生活保護法第77条第1項又は	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑥	⑧	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新規	⑦進学準備給付金の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新規	⑥進学準備給付金の支給の申請の受理	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	福祉総合情報オンラインシステム等	福祉システム等	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①福祉総合情報オンラインシステム	①福祉システム	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号) ・ 第9条第1項 別表第一の十五の項	・ 番号法第9条第1項及び別表第一の十五の項	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・ 第9条第1項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条	・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(9の項、10の項、14の項、16の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、50の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、120の項)	(9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項)	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第二欄(事務の内容)に「生活保護関係情報」	第二欄(事務の内容)に「生活保護法による保護の決定等に関する事務」	事後	
平成30年7月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保護課長 市原 智久	保護課長	事後	
平成30年7月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
平成30年7月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成30年7月1日 時点	事後	
平成31年4月4日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	
平成31年4月4日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年7月1日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	
平成31年4月4日	IV リスク対策		新規	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①生活保護の開始又は変更の申請の受理 ②生活保護の申請に係る事実についての審査又は申請に対する応答 ③生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ④就労自立給付金の支給の申請の受理 ⑤就労自立給付金の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑥進学準備給付金の支給の申請の受理 ⑦進学準備給付金の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑧生活保護法第63条の保護に要する費用の返還 ⑨生活保護法第77条第1項又は第78第1項から3項までの徴収金の徴収 ⑩生活保護費、生活保護台帳記載事項の変更 ⑪生活保護の停止・廃止 これらの事務には、福祉システム等が利用されている。また、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行う。	生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①生活保護の開始又は変更の申請の受理 ②生活保護の申請に係る事実についての審査又は申請に対する応答 ③生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ④就労自立給付金の支給の申請の受理 ⑤就労自立給付金の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑥進学準備給付金の支給の申請の受理 ⑦進学準備給付金の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑧生活保護法第63条の保護に要する費用の返還 ⑨生活保護法第77条第1項又は第78第1項から3項までの徴収金の徴収 ⑩生活保護費、生活保護台帳記載事項の変更 ⑪生活保護の停止・廃止 ⑫生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (委託元:千葉市 委託先:社会保険診療報酬支払基金) ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 これらの事務には、福祉システム等が利用されている。また、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の照会及び提供を行う。	事後	
令和5年1月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	①福祉システム ②業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム) ③中間サーバー	①福祉システム ②業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム) ③中間サーバー ④統合専用端末 ⑤医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和5年1月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(9の項、10の項、14の項、16の項、20の項、21の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、116の項、119の項)	(9の項、10の項、14の項、16の項、18の項、20の項、24の項、26の項、27の項、28の項、30の項、31の項、37の項、38の項、42の項、50の項、53の項、54の項、61の項、62の項、64の項、70の項、87の項、90の項、94の項、104の項、106の項、108の項、113の項、116の項、120の項)	事後	
令和5年1月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月4日 時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年1月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月4日 時点	令和4年12月1日時点	事後	